

日 整理番号 1610-01 製品安全データシート(MSDS)

1. 会社及び製品情報

会社名 : エントラスト J V 株式会社
 住所 : 埼玉県戸田市本町 4-7-10
 電話番号担当 : 048-420-4407
 事業所住 :
 所 :
 電話番号 :

2. 製品の特定製

品名製品 : ルミナスター (Luminoustar) 種
 説明 類: エマルジョン塗料主な用途:
 建築内外装用

3. 物質の特定組成及び成分情報

成分名	含有量	Cas No.	管理濃度 (厚労省)
アクリルポリマーエマルジョン	35%		
酸化チタン	10~20%	13463-67-7	4mg/m ³
アンモニア	0.1~0.2%	7664-41-7	
フィラー	15~20%		
水	20~30%		

* PRTR 法による届出対象外製品です

4. 危険有害性の分類



GHS 分類	区分	危険有害性情報
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	2 A	重篤な眼への刺激
皮膚感作性	1	アレルギー性皮膚反応を起こす恐れ

その他について該当しない危

険性 : なし有害性

: なし

環境影響 : 現在知見なし

5. 応急措置

眼に入った場合

- ・ 直ちに大量の清浄な水で十分洗眼する。まぶたの裏まで完全に洗う

- ・出来るだけ早く医師の診断を受ける

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布等で直ちに拭き取る
- ・石鹼又は皮膚用の洗剤を使用し温水で十分に洗い落とす
- ・皮膚に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受ける吸入した場合
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、必要に応じ 医師の診断

を受ける飲み込んだ場合

- ・安静にして直ちに医師の診断を受ける
- ・嘔吐物は飲み込ませない。また医師の指示以外は無理に吐かせない

6. 火災時の処理

消火方法： この物自体は燃えないが、水が蒸発した後の乾燥物は可燃である。燃焼の際には、燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する

消火剤： 水、炭酸ガス、粉末、乾燥砂、泡等

7. 漏出時の措置

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する
- ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする
- ・スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土で囲って防止する
- ・水での清浄等も、河川等への排出、環境汚染を引起す恐れもあり注意する

8. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い： 取扱いは、換気の良い場所で行う。目、皮膚への接触を防止する為、状況に応じ保護眼鏡、保護手袋等の保護具を着用する。スプレーストや蒸気を発生する作業の場合は、局所排気装置を設置する、又はフィルター付きの保護マスクを着用する

保管： 凍結、直射日光を避け、室内で保管する。保管時の温度は 5℃以下及び 40℃以上にならないようにする。皮張り防止のため、使用後は密封して貯蔵する

9. 暴露防止措置保護

具

目の保護・保護眼鏡を着用する皮膚の保護・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する

呼吸系の保護・その有害性物質に対して適切な保護のできる保護マスクを着用する

・スプレー作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用するその他の保護・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する

10. 製品の物理／化学的性質

状態：液体

色：白

臭気：ほぼ無臭

蒸気圧：2200Pa (20℃)

Luminoustar (MSDS)

沸点：100.0°C 比 PH 値：7.5 密度：1.058 (20°C) その他：特になし
重：0.7

11. 危険性情報

製品特性 引火点：－ 爆発限界：下限 － %
発火点：－ 上限 － %

反応性・安定性 条件（温度、光等）：特になし
接触により危険性のある物質：特になし
燃焼等による有害ガスの発生：CO 等
その他の反応性情報：特になし

その他の危険性情報 特になし

12. 有害性情報組成物質の有害性及び暴露濃度基準

物質名	管 理 濃 度	ACGIH(TLV)	IARC	その他の有害性
アンモニア	－	25ppm		
酸化チタン	－	10.00mg/m ³	Ⅲ	LD50 7500.0mg/g ラット

組成物質に関するその他の有害性情報上記以外特に情報なし

13. 環境影響情報

- ・ 漏洩時、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する
- ・ 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処する
- ・ 容器、機器等の洗浄をそのまま排水溝に流さない

14. 廃棄上の注意

- ・ 廃塗料、容器、焼却灰等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約し処理する
- ・ 容器、機器等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない
- ・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託する
- ・ 廃塗料を焼却する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する
- ・ 塗料製品、廃塗料及び焼却灰等は、特別管理産業廃棄物に該当することがあるので、廃棄はこの法規に準じて行う

15. 輸送上の注意

共 通： 取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従う容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にし陸上輸送： 消防法、安衛法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う航空輸送： 航空法に定めるところに従う国連番号： 該当なし

16. 主な摘要日本法令

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 消 防 法 : 非危険物
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 特別管理産業廃棄物
- ・ 化学物質管理促進法(PRTR 法)
- ・ 水質汚染防止法
- ・ 下水道法